

平成 29 年 5 月 31 日

堺市環境影響評価条例施行規則 改正履歴

○堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正（平成 29 年規則第 30 号）

（改正内容）

- （1）ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うもの
- （2）大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成 17 年大阪府条例第 100 号）の一部改正に伴う所要の改正を行うもの
- （3）その他規定の整備を行うもの

（施行期日）

平成 29 年 4 月 1 日

現 行		改 正	
備考（抜粋） 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 32 条第 1 項の規定による届出		備考（抜粋） 大阪府温暖化の防止等に関する条例第 33 条第 1 項の規定による届出	
別表第 2（第 25 条関係）		別表第 2（第 25 条関係）	
(21) 条例 別表第 2 1 号に掲 げる事業	ク ガス事業法第 42 条第 1 項の 許可の申請	(21) 条例 別表第 2 1 号に掲 げる事業	ク ガス事業法第 166 条第 1 項 の許可の申請